

I. 都市計画の位置付け

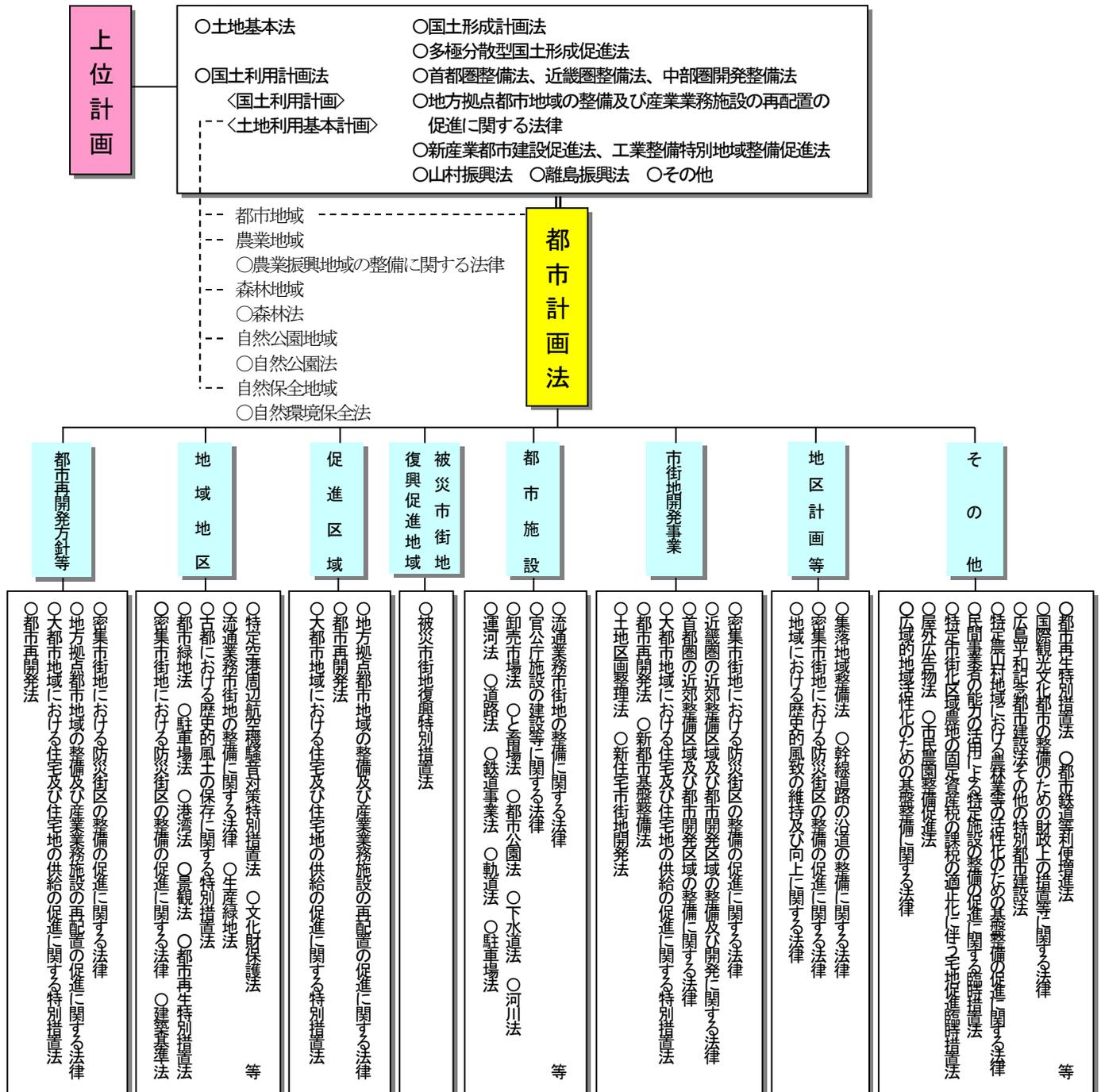
(1) 都市計画とは

都市計画とは、都市の限られた土地資源を有効に活用し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとする方法もしくは手段のことをいいます。

従って、都市計画は一定の制限を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適正に配分するための計画であり、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることを通じて都市のあり方を決定するものといえます。

これまでの都市計画は、高度経済成長期における都市の成長、発展を適正に誘導していくために、国、県をはじめとする行政が主体となり進められてきました。地方分権が推進され、地域の個性や特色を活かしたまちづくりが求められている今、住民と市町村が協力し、共通意識を持って取り組むまちづくり（都市計画）が必要となっています。

■都市計画関連法体系



(2) 都市計画区域・準都市計画区域

(都市計画法第5条、第5条の2)

都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保すべき区域をいい、市又は人口、就業者数などの一定の要件を満たす町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的、社会的条件並びに、人口、土地利用、交通量などの現状及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域であり、県が指定します。

本県においては、大正13年6月1日、富山市に都市計画が適用されたのを始めとし、平成30年3月現在では14都市計画区域(10市4町1村)が指定されています。そのうち、3市町村(富山市、高岡市、射水市)で構成されている富山高岡広域都市計画区域と、14市町村において15都市計画区域(立山町と舟橋村で1都市計画区域)が指定されており、都市計画区域全体の面積は173,414haで、県全体424,761ha(H28 県勢要覧)の40.8%に相当します。

なお、平成12年の都市計画法の改正により、都市計画区域外の区域のうち、積極的な整備や開発をおこなう必要はないものの、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域を、準都市計画区域として指定し、土地利用の整序を行うことが出来るようになりました。

■富山県都市計画区域図

都市計画区域

